

(国土交通委員会)

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法

律案(閣法第五三号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、港湾施設である廃棄物埋立護岸の適正かつ良好な形成を図るため、廃棄物埋立護岸において埋立てに用いられる廃棄物又は土木建築に関する工事に伴い副次的に発生した土砂をあらかじめ溶融、破碎、圧縮その他の方法により高度に減量する機能を有する施設を、港湾の利用の高度化を図るために設置される特定施設に追加しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行する。